

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約xxx人について、バスxxx台、福祉車両xxx台。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等xxxx人 +職員xxx人 (=xxxx人) (x箇所)	xx台 (児童等xxxx人 +職員xxx人)	x台	x台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料Pxx】
放射線防護対策が講じられていない社会福祉施設の入所者の避難※4	入所者数xx人 +職員数xx人 (=xx人) (xx箇所)	xx台 (入所者xx人 +職員xx人)	xx台 (入所者xx人 +職員xx人)	xx台	【資料Pxx】
在宅の避難行動要支援者の避難	xx人 +支援者xx人 (=xx人)	xx台 (要支援者xx人 +支援者xx人)	xx台	xx台	【資料Pxx】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まる者及びその支援者を屋内退避施設に輸送	xx人 +支援者xx人 (=xx人)	xx台	xx台 (要支援者xx人 +支援者xx人)	xx台 (要支援者xx人 +支援者xx人)	屋内退避施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料Pxx】
<b>合計</b>	<b>xxxx人</b>	<b>xx台</b>	<b>xx台</b>	<b>xx台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定  
 ※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定  
 ※4 放射線防護対策が講じられている若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設の入所者の輸送に必要な車両は、バス3台[入所者56人+職員57人]、福祉車両(ストレッチャー仕様)19台[入所者19人+職員19人]、福祉車両(車椅子仕様)55台[入所者110人+職員110人]が必要。当該2施設については、7日間の屋内退避が可能(必要な食料・生活物資等については備蓄中)

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おおい町、小浜市、高浜町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		xx台	xx台	xx台	
(B) 確保車両台数		計xx台	計xx台	計xx台	
確保先	ちやう おぼまし ・おおい町、小浜市、高浜町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おおい町、小浜市、高浜町)	xx台	xx台	xx台	保有車両台数 バスxx台 福祉車両(ストレッチャー)xx台 福祉車両(車椅子)xx台 必要に応じて屋内退避施設に輸送
	バス会社(福井県嶺南地方)	xx台 <sup>※</sup>	—	—	保有車両台数 バスxx台
	関西電力	xx台	xx台	xx台	保有車両台数 バスxx台 福祉車両xx台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)xx台

※ 福井県原子力防災訓練(平成26年度)の実績を参考に、バス会社保有台数のうち1/4程度の出動を見込む  
 ※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

# 避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応【P】

- ▶ 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ収容。
- ▶ 屋内退避施設は、工事予定の施設を含め、合計xxx施設を整備。
- ▶ 屋内退避施設

## 次スライド作業の参考(削除予定)



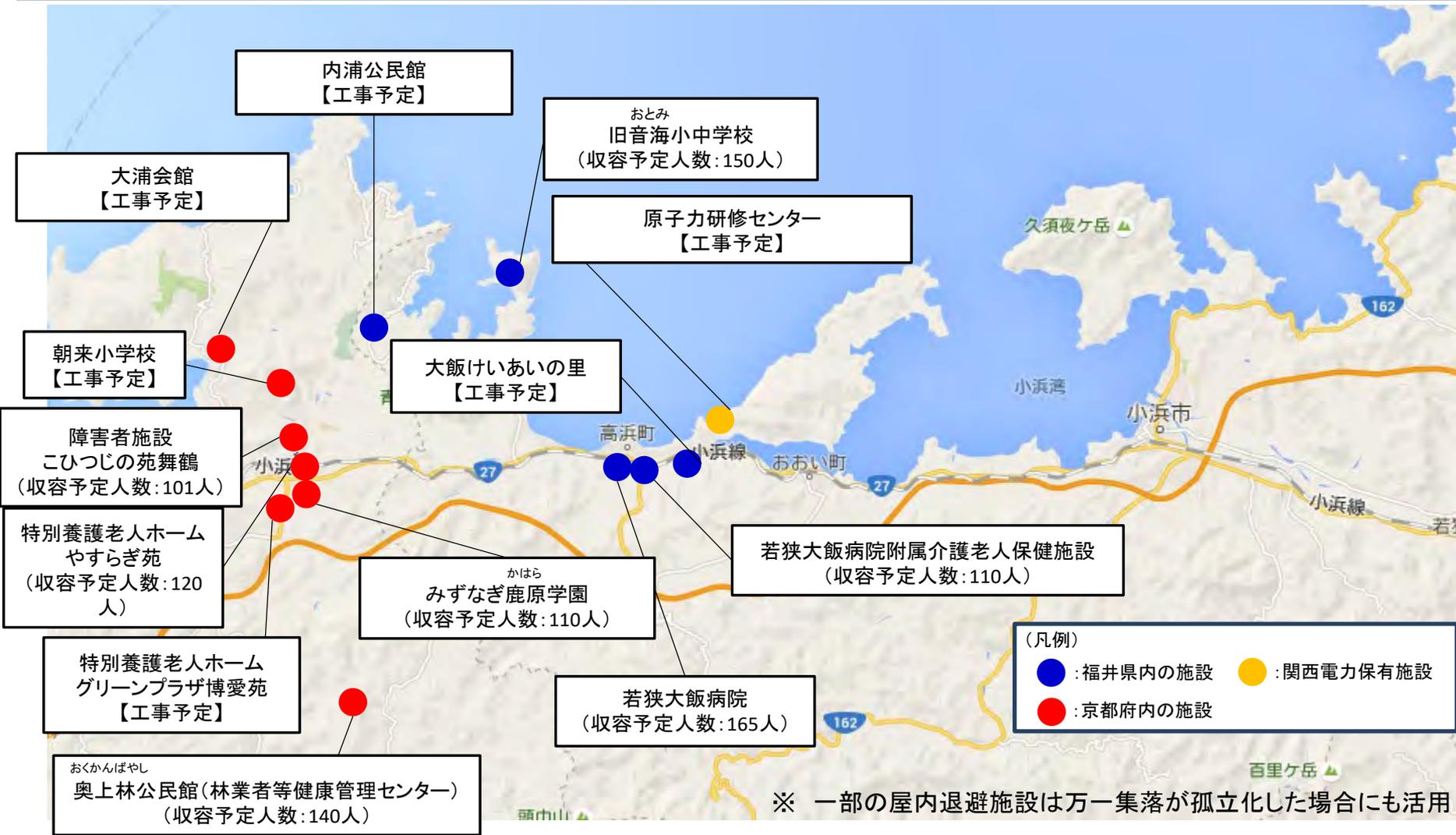
※ 一部の屋内退避施設は万一集落が孤立化した場合にも活用

(凡例)

- : 福井県内の施設
- : 関西電力保有施設
- : 京都府内の施設

# 避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応【P】

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ収容。
- 屋内退避施設は、工事予定の施設を含め、合計xxx施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計約xxx人を収容可能(工事予定の施設を除く)。



# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策【P】

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

## <直轄国道>

国土交通省近畿地方整備局が  
応急復旧作業を実施。

## <舞鶴若狭自動車道>

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を  
実施。

福井県災害対策本部

<福井県の管理道路>  
福井県災害対策本部が応急  
復旧作業を実施。



## <京都府の管理道路>

京都府災害対策本部が応急  
復旧作業を実施。

京都府災害対策本部

滋賀県災害対策本部

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施